

教育職員免許状

教育職員免許状の取得

取得可能な免許状

教育職員免許法別表第一（第五条関係）〔抜粋〕

教育職員免許法および同施行規則に定める所定の授業科目の単位を修得したとき、教育職員免許状の授与を受ける所要資格を得ることができます。

- ・ 幼稚園教諭二種免許状

所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位			
			科目 教科 に関する	科目 教職 に関する	教科 又は 教職 に関する	特別 支援 教育 に関する
免許状の種類						
幼稚園 教諭	二種免許状	短期大学士の学位を有すること	4	27		

取得条件

次の条件を満たすことにより、教育職員免許状の授与を受ける所要資格を得ることができます。

1. 短期大学士の学位を有する（本学の卒業）
2. 次に掲げる科目の単位修得

施行規則に定める科目	単位数	本学における授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	スポーツ	1
		スポーツ健康学	1
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	1
		英語Ⅱ	1
情報機器の操作	2	情報処理	2

3. 「教科に関する科目」・「教職に関する科目」の単位修得

免許法施行規則で定める科目区分等			単位数	免許法に適用する本学開設科目及び単位数	
教科に関する科目	国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目	最低修得単位数	4	基礎音楽Ⅰ	1
				基礎音楽Ⅱ	1
				基礎美術Ⅰ	1
				基礎美術Ⅱ	1
				基礎体育Ⅰ	1
				基礎体育Ⅱ	1
				国語	1
				児童文化	1
最低修得単位数			4	本学最低修得単位数	8
教職に関する科目	第二欄	教職の意義等に関する科目	2	保育者論	2
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	4	教育学概論	2
				発達・学習心理学	2
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	12	教育課程論	2
				保育内容総論	2
				保育内容（健康）	1
				保育内容（人間関係）	1
				保育内容（環境）	1
				保育内容（言葉）	1
	保育内容（音楽表現Ⅰ）	1			
	保育内容（美術表現Ⅰ）	1			
	第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	教育方法論	2
教育相談				2	
第六欄	教育実践演習	2	教育実習	5	
			教育実習Ⅰ	2	
			教育実習Ⅱ	2	
最低修得単位数			27	本学最低修得単位数	27

※「免許法施行規則で定める科目区分等」を満たすためには、「免許法に適用する本学開設科目及び単位数」の欄の全てを修得すること。